DEPARTMENT OF STATE A/ISS/IMR
DATE 3/19/82
☐ ☐
☑ ☑
☐

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、昭和二十八年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約に関し、日本国国会が昭和二十八年八月七日に同条約の締結を承認し、たことを閣下に通報する光栄を有します。同条約の締結についての本閣下から国会の審議中に、同条約中の自由職業に従事することに関する規定について、アメリカ合衆国のためになんらかの留保が行われる場合には、日本国政府も同様の留保を行うべき旨の希望を表明されました。

閣下は本日付の書簡で、アメリカ合衆国のために行われた留保について本大臣に通報されましたので、本大臣は、日本国政府が次の留保をなすことに決定したことを閣下に通報いたしたいと思います。

日本國は、アメリカ合衆國國民に對し、第八條2に掲げる自由職業に從事すること、について、當該國民が屬するアメリカ合衆國の州、準州又は屬地（デイストリクト・オブ・コロンビアを含む。）又は日本國國民に對しそれらの自由職業に從事することについて禁止又は制限を課する程度と同じ程度に禁止又は制限を課する條件を留保する。

日本國政府は、日本國政府の領事官が日本國政府において受諾するものと認められることを條件としてアメリカ合衆國政府の領事官の日本國における職務について、アメリカ合衆國政府のために領事官の職務を遂行する間、この條約の規定に基づく特權及び免除を享有することを確認する。

本大臣は謹上を申し進めるに際し、ここに重ねて殿下に向つて敬
意を表します。

昭和二十八年八月二十五日

外務大臣　岡崎勝男

日本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使
ジョン・M・ガスター殿下